

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 人事委員会

○人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・十五（勤め手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・三十九・二十五（人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・四十（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・六十二（特勤手当等）の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七・六十二・二十九（人事委員会規則七・六十二（特勤手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の数値計算）の一部を改正する規則	一〇

ページ

○人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

○人事委員会の権限（給料等の支給）の一部委任の一部を改正する告示

○人事委員会の権限（特勤手当等）の一部委任の一部を改正する告示

○人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任の一部を改正する告示

## 人事委員会

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・〇・十六

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（給与条則第二十九項の規定により減する額の日割計算）

第九条 給与期間の途中において、給与条則附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給されることとなる職員（以下、「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の給与条則附則第二十九項各号（第三号及び第四号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十四・二十三

人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第九条に後段として次のように加える。

給与条例附則第二十九項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項に規定する特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第十九条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の第三項に定める割合を乗じて得た額(第四条の第四項各号に掲げる職員(以下この項において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同条第一項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(給与条例附則第二十九項第一号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項に規定する特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第一号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下この項において同じ。)(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第十九条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の第三項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)を加算した額)を加算した額)に、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)を加算した額)に、同条第一号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を一円未満の端数が生じたときも同様とする。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十五・二十八

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中、「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百八十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中、「百分の七十」を「百分の六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第八条中、「勤勉手当基礎額」との下に、「給与条例附則第二十九項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項に規定する特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第十九条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の第三項に定める割合を乗じて得た額(第四条の第四項各号に掲げる職員(以下この項において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(給与条例附則第二十九項第一号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項に規定する特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第一号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下この項において同じ。)(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第十九条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の第三項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)を加算した額)を加算した額)に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)を加算した額)を加算した額)に、同条第一号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)とあるのは、「給与条例附則第二十九項第四号及び附則第三十二項に規定する勤勉手当減額対象額(附則第二十九項第一号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)と」を加える。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中、「百分の百三十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二号中、「百分の六十」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

## 宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊 一

○人事委員会規則七・十六・三十八

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「10,500円」を「10,400円」に、「14,800円」を「14,700円」に、「16,400円」を「16,300円」に改め、別表第二の表中「12,400円」を「12,300円」に改め、別表第二の表中「13,000円」を「12,900円」に改め、別表第二の表中「14,900円」を「14,800円」に改め、別表第二の表中「9,300円」を「9,200円」に改め、別表第二の表中「10,600円」を「10,500円」に、「11,900円」を「11,800円」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

## 宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊 一

○人事委員会規則七・十六・三十九

人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号イ中「百分の九十九・七九」を「百分の九十九・六二」に改め、同号ロ中「百分の九十九・六九」を「百分の九十九・五二」に改め、同号に次のように加える。

八 平成十九年改正条例附則第九項第三号に規定する職員 百分の九十九・八三

附則第三項第二号中「又はロ」を「から八まで」に改め、同項第三号中「又はロ」を「から八まで」に改め、同号ただし書中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

## 宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊 一

○人事委員会規則七・十八・四十七

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する特例）

2 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に支給する管理職手当は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による額に百分の九十九・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

## 宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊 一

○人事委員会規則七・十八・四十八

人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「よる管理職手当」の下に「（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられ

て支給される職員にあつては、人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第一項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当」を加え、「当該管理職手当のほか、当該管理職手当」を、「新規別第二条の規定による管理職手当(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第二項の規定による管理職手当)のほか、同条の規定による管理職手当(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第二項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当)」に、「その」を、「(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額)(その」に改める。

附則第三項第一号イ中「百分の九十九・七九」を「百分の九十九・六二」に改め、同号ロ中「百分の九十九・六九」を「百分の九十九・五二」に改め、同号に次のように加える。

八 平成十九年改正条例附則第九項第三号に規定する職員 百分の九十九・八三

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十三・五十三

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第七の表中

83	74
83	75
83	76
84	77
84	77
84	78
84	78
85	79
85	80
85	80
85	81
86	81
86	81
86	82
86	82
86	82
86	82
87	83
87	83
87	83
87	83
88	83

を

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83

83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受け号俸に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く)の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七・三十九(へき手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・二十六

人事委員会規則七・三十九(へき手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十九(へき手当等)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関するへき手当の特例)

3 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対するへき手当の支給に当たつては、第三条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、当該職員の給料月額に対するへき手当の月額に百分の〇・七を乗じて得た額(給与条例附則第二十九項第一号に規定する最低号俸に達しない場合)以下、最低号俸に達しない場合」という。(にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額)以下「給料月額減額基礎額」という。(に対するへき手当の月額)を減す。

(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する読替え)

4 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第四条の規定の



適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る給与条則第二十九項第二号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

(給与条則附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関するへき地手当に準ずる手当の特例)

5 給与条則附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対するへき地手当に準ずる手当の支給に当たっては、第六条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、当該職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に百分の〇・七を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)を減ずる。

6 附則第三項の規定におけるへき地手当の月額又は前項の規定におけるへき地手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの給与の月額とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九・二十五(人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・二十七

人事委員会規則七・三十九・二十五(人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十九・二十五(人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 附則第二項(附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるへき地手当又は附則第三項(附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給については、規則七・三十九(へき地手当等)附則第三項及び附則第五項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・四十・九

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員又は法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員等」という。)について、」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(給与条則附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する特例)

2 給与条則附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する定時制通信教育手当の月額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、当該職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額に相当する額を減じた額(同項第一号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・五十三・二十

人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第十四条中「並びに第二十条第三項」を、「第二十条第三項並びに附則第二十九項第二号から第四号まで及び附則第三十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十二・三十

人事委員会規則七・六十二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・六十二（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第六十二号）による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に改め、「以下「平成十九年改正条例」といふ。」を削り、「の平成十九年改正条例」を「の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）」に改め、第二条第三項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月二十日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第五十九号。以下「平成二十二年改正条例」といふ。）第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与と条例の規定及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第六十二号）の施行の日における同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号） 附則第九項から附則第十一項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二条第四項第一号及び第二号中「第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第三号中「当該数」を「職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定

する勤務時間で除して得た数」に改め、「第五号」の下に「又は第六号」を加える。

第四条第三項第五号中「平成十九年改正条例」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第六十二号）による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）」と改め、「する条例」の下に「（平成二十一年宮城県条例第七十七号）」を加え、「の平成十九年改正条例」を「の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）」に改め、第四条第三項に次の一号を加える。

六 給与条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与と条例の規定及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第六十二号）の施行の日における同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号） 附則第九項から附則第十一項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与と条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四条第四項第一号及び第二号中「第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第三号中「当該数」を「職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「第五号」の下に「又は第六号」を加える。

第六条中「第二条」の下に「若しくは第六号」を加え、「第四条第一項」の下に「若しくは前条」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の三条を加える。（給与と条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員等に関する特勤勤務手当の特例）

第六条 次に掲げる職員の特勤勤務手当の月額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特勤勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

- 一 減額支給対象職員（給与と条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員をいう。以下この条から第六条の三までにおいて同じ。）であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 口から二までに掲げる場合以外の場合 第二条第二項各号に定める日に受けていた給料月額

の二分の一に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。)と現に受ける給料月額に二分の一に相当する額(以下この項において「現在における減額基礎額」という。)を合算した額に支給割合(同条第一項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額

口 当該職員が、当該職員の前項各号に定める日に受けていた給料月額に百分の九十九・三を乗じて得た額が、当該職員の前項各号に属していた職務の級における当該定める日の最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項において「勤務することとなった日等に最低号俸に達しない場合」という。)であつて二に掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けていた給料月額から当該職員の前項各号に属していた職務の級における当該定める日の最低の号俸の給料月額を減じた額の二分の一に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額を合算した額

八 当該職員の前項各号に定める日に受ける給料月額に百分の九十九・三を乗じて得た額が、当該職員の前項各号に属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項及び第三項において「現在において最低号俸に達しない場合」という。)であつて二に掲げる場合以外の場合 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の前項各号に属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額の二分の一に相当する額(以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合算した額

二 勤務することとなった日等に最低号俸に達しない場合であつて現在において最低号俸に達しない場合 勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 減額支給対象職員であつて、第二項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額(現在において最低号俸に達しない場合にあつては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額

に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

三 減額支給対象職員以外の職員であつて、第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額(勤務することとなった日等に最低号俸に達しない場合にあつては、勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合算した額)

2 減額支給対象職員であつて、前項(第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特勤手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当の月額は、第二項及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額に百分の二十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受ける給料月額に百分の二十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額(現在において最低号俸に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の前項各号に属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に百分の二十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

4 第二項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員(その日において平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の給与条則第二十九項の規定が施行された場合)に該当することとなる職員をいう。第六條の三第四項において同じ。(一)に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「において減額支給対象職員」とあるのは、「において仮定減額支給対象職員(その日において平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の給与条則第二十九項の規定が施行された場合)に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは、「係る給料月額について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条則の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号ロ中「受けていた給料月額」とあるのは、「係る給料月額について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条則の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条則の規定によるものとした場合の給料月額」と、



同項第二号及び第三号中、「において減額支給対象職員」とあるのは、「において仮定減額支給対象職員」とする。

5 次の各号に掲げる職員に対する第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項第一号イ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）中、「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは、「を当該定める日における職員勤務時間条例第一条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た額（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」といふ。）で除して得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）中、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九・三」と、給料月額から」とあるのは、「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第一項第一号イ中、「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは、「に職員勤務時間条例第一条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た額（以下この号及び第三項において「現在における算出率」といふ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九・三」と、給料月額に達しない」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）中、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号八（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）中、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てた額」と、第三項中、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項第一号イ中、「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは、「を当該定める日における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た額（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」といふ。）で除して得た額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た額（以下この号及び第三項において「現在における算出率」といふ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九・三」と、給料月額に達しない」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは、「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ中、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する読替え）

第六条の二 減額支給対象職員に対する第三条の規定の適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る給与条例附則第二十九項第二号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員等に関する特勤手当に準ずる手当の特例）

第六条の三 第四条第二項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）



又は第五条第四項に規定する日(以下この条において「異動の日等」という。)(において減額支給対象職員であつた職員の特勤手当に準ずる手当の月額、第四条第二項から第四項まで及び第五条第四項の規定にかかわらず、これらの規定による特勤手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた給料月額に支給割合(第四条第二項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。))を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額(異動の日等に受けていた給料月額に百分の九十九・三を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、異動の日等に受けていた給料月額から当該最低の号俸の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であつて、第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は前項(第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額(当該上限額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受ける給料月額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の〇・七を乗じて得た額(当該職員の現に受ける給料月額に百分の九十九・三を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))を減じた額とする。

4 異動の日等が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは、「仮定減額支給対象職員(その日において平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例附則第二十九項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。)(と、「受けていた給料月額」とあるのは、「係る給料月額について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額について平成二十二年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

5 次の各号に掲げる職員に対する第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)(及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるものによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは、「給料月額を異動の日等における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。)(で除して得た額に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九・三」と、「給料月額から」とあるのは、「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは、「給料月額に職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。)(を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九・三」と、「給料月額に達しない」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない」と、「給料月額から」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を」と、第三項中「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは、「給料月額を異動の日等における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。)(で除して得た額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。)(を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九・三」とあるのは、「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九・三」とする。

と、「給料月額に達しない」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは、「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは、「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を」と、第三項中「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

附 則  
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二・二十九（人事委員会規則七・六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会  
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十二・三十一

人事委員会規則七・六十二・二十九（人事委員会規則七・六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・六十二・二十九（人事委員会規則七・六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

10 附則第二項から附則第四項までの規定による特地勤務手当又は附則第五項から前項までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給については、規則七・六十二（特地勤務手当等）第六条及び第六条の三の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百二十一・四

人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を次のように改正する。

題名中「短時間勤務職員等の給料月額の端数計算」を、「短時間勤務職員の給料月額等の端数計算」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員（前項第二号に掲げる職員に限る。）について、給与条例附則第二十九項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会  
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百三十四・六

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、「差額に相当する額」の下に「給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員

にあつては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「第六号」を「第五号」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「相

当する額」の下に、「(給与条則附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額)」を加える。

第五条第一項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改め、「差額に相当する額」の下に、「(給与条則附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額)」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第六条 平成十九年改正条則附則第九項から附則第十一項までの規定による給料の額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和六十一年人事委員会告示第二号(人事委員会の権限(給料等の支給)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中「第九条」を「第十条」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十二年十二月一日

○人事委員会告示第九号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第四号(人事委員会の権限(特勤手当等)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(三)中「第八条」を「第九条」に改める。

二 この告示の効力の発生する日  
平成二十二年十二月一日

○人事委員会告示第十号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十九年人事委員会告示第十号(人事委員会の権限(給料の切替えに伴う経過措置)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(1)中「第二条第十号、第三条第六号」を「第二条第九号、第三条第五号」に改め、同(2)中「第六条」を「第七条」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十二年十二月一日